

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

答申第131号  
令和3年12月21日  
(諮詢公第149号・第157号)

答 申

## 1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、「県政記者クラブ「青潮会」会員名簿」及び「定例記者会見の申し入れについて」に記載されている記者の氏名については、開示すべきである。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の経緯

#### ア 質問公第149号関係

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年10月15日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

（ア）知事定例記者会見の主催者が、知事あるいは県ではなく任意団体県政記者クラブ「青潮会」（以下「青潮会」という。）であることの根拠がわかる文書

（イ）知事定例記者会見に参加できる記者は、現在任意団体「青潮会」が独自の基準で選別しているが、そうした選別行為を可能とする根拠がわかる文書

（ウ）任意団体「青潮会」の組織態様がわかる文書（会則、名簿を含む）

（エ）「青潮会」と県が交わしたすべての文書（協定書、誓約書、契約書、申し入れ書、県施設の使用にかかるものを含む）

（オ）県施設・設備等の使用にあたり、任意団体「青潮会」の費用の支払状況がわかる文書

（カ）県職員と「青潮会」会員との飲食を伴う会合の開催状況がわかるいっさいの文書

これに対し実施機関は、令和2年11月2日付け広第45号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、令和3年12月8日付け広第51号で、2(1)ア(ウ)に係る本件処分1の一部変更決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年12月14日付けで審査請求がなされたものである。

なお、実施機関は、審査請求受付後に、令和3年6月14日付け広第18号で2(1)ア(ウ)に係る本件処分1の一部変更決定（以下「本件処分3」という。）を行った。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

イ 諒問公第157号関係

審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和2年12月12日付けて次のとおり公文書開示請求を行った。

(ア) 「青潮会」会員名簿 請求日現在で最新のもの。

(イ) 「青潮会」会員名簿の作成方法や作成過程の手順がわかる文書

(ウ) 「青潮会」と県職員との懇親会にかかる文書。請求日現在で存在するものすべて。

これに対し実施機関は、令和3年1月4日付け広第57号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分4」という。）を行い、令和3年6月14日付け広第19号で、2(1)イ(ウ)に係る本件処分4の一部変更決定（以下「本件処分5」という。）を行った。

その後、本件処分5を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年6月28日付で審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

ア 諒問公第149号関係

本件処分1のうち、不開示部分を取り消すことを求めるというものである。

イ 諒問公第157号関係

本件処分5のうち、開示した対象公文書以外の対象公文書の開示を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 諒問公第149号関係（記者の氏名について）

(ア) 「青潮会」の会員記者名は、来年度改訂版が出版される『鹿児島県職員録』に掲載が予定されている情報である。職員録は、「青潮会」が編集部に提供した会員名簿をもとに作成されている。一方で本件名簿も「青潮会」が提供した名簿をもとにしている。すなわち、「青潮会」は、公表されてよいとの認識のもとに名簿を各所に提供しているのであるから、公開によって失われる利益はない。

(イ) 不開示情報のうちの氏名は、取材活動において当人がそれらの氏名を記載した名刺を広く配付し、また新聞紙面や放送において公表しているものである。公開が予定された情報である。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

- (ウ) 当該情報は、条例第7条第1号ただし書のア「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、不開示処分は取り消されるべきである。
- (エ) 「青潮会」とは、記者のなかの特定のものだけで恣意的につくる任意団体である。特定企業に属しない審査請求人のような記者が「青潮会」に加入することは、「青潮会」の内規によって不可能とされる。よって「青潮会」は排他的団体でもある。審査請求人をはじめとする記者が知事記者会見に取材目的で入室しようとした際、「青潮会」メンバーが正当な理由なくこれをはばむという取材妨害事件も起きている。「青潮会」は、すくなくとも県政に関して、その報道に携わる記者を公平に扱わない利己的な組織運営を行っている。
- (オ) 県は「青潮会」の内規を所有しておらず、どのような組織であるかについていっさい関知していないが、「青潮会」に要求されるままにその排他的かつ独占的な県政情報の取材を許している。
- (カ) 県は「青潮会」名簿を一部不開示処分としたが、それによって、県が特段の便宜をはかる「青潮会」の実態がさらに不透明なものとなり、結果として県政情報がさらにゆがめられて公表され、県政の公正さを失うおそれがある。
- イ 質問公第149号・第157号関係（「青潮会」と県職員との懇親会に係る公文書について）
- (ア) 鹿児島県文書規程（昭和60年12月18日訓令第10号。以下「文書規程」という。）によれば、保管期限「1年未満」の文書は、保管期限を「1年」と定めた文書よりも重要度が低い文書であり、業者から提供されたカタログの類などがこれに該当する。本件廃棄文書は「青潮会」の会員らと県職員の懇親会のために作成された文書であり、少なくとも「1年」の保管期限に分類されるべき種類の文書である。
- (イ) 文書名や作成時期、文書番号が明らかにされていない上に、廃棄時期も定かではない。仮に廃棄していたとしても、職員のパソコン内などに元データが存在している蓋然性は高い。
- (ウ) 県が実施に関与した催しである懇親会について、会場予約、支払い、案内、議事次第等の文書がいっさい存在しないのは不自然であり、にわかに信用できない。
- (エ) 令和元年5月広報課行事予定表をみると、当該懇親会には、県知事、副知事2名、PR戦略部長、同課長、同課長補佐、報道企画係長が参加している。県最高幹部ら多数が参加する重要度の高い催しに関する文書を「1年未満保存」として即時廃棄するとは、常識的な行政事務の在り方として考えにくい。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

また、会場のホテルなどへの支払い関係書類が即時廃棄されることも、同様に考えにくい。

(オ) 審査請求人が、当該懇談会の日時や名称、参加者などを広報課に電話で尋ねた際、対応した課員は「文書を廃棄したのでわからない。忘れた」などと説明した。広報課員が行事予定表の存在を知らないはずがないから、これは明らかに虚偽である。

また、廃棄したとされる文書の文書名を明らかにするよう審査請求人が求めたところ、課員は答えなかつた。こうした広報課職員の態度は不自然かつ不誠実というほかなく、実施機関の本件変更処分決定には疑義を挟む余地が多分にある。

(カ) 文書規程の隨時廃棄文書にあたるというのであれば、少なくとも文書名ならびに文書の内容が説明できなければならない。令和元年5月広報課行事予定表以外にも文書が存在しているにもかかわらず、それらを隠蔽していると考えるのが自然である。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象公文書

##### ア 諒問公第149号関係

(ア) 知事定例記者会見の主催者が、知事あるいは県ではなく「青潮会」であることの根拠がわかる文書（以下「本件請求文書1」という。）

(イ) 知事定例記者会見に参加できる記者は、現在「青潮会」が独自の基準で選別しているが、こうした選別行為を可能とする根拠がわかる文書（以下「本件請求文書2」という。）

(ウ) 県政記者クラブ「青潮会」会員名簿（令和2年10月9日現在）（以下「本件対象公文書3」という。）

(エ) 定例記者会見の申し入れについて（以下「本件対象公文書4」という。）

(オ) 県施設・設備等の使用にあたり、「青潮会」の費用の支払状況がわかる文書（以下「本件請求文書5」という。）

(カ) 令和元年5月広報課行事予定表（以下「本件対象公文書6」という。）

##### イ 諒問公第157号関係

本件対象公文書6

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

(2) 一部開示決定等の理由

ア 質問公第149号関係（本件請求文書1, 2及び5）

(ア) 当該文書は、作成及び取得していないため、存在しない。

(イ) 「青潮会」の内規については、必要なときに閲覧することができることから、県において保存することが必要であるとの認識はもっていない。

(ウ) 「青潮会」は、県が推進する広報活動のうち、主に記者会見や記者発表、資料提供（投げ込み）など、パブリシティ活動に対応している。

長年にわたり県政を取材し、また、県広報の一翼を担っている実績があり、「どのような組織であるかいっさい関知していない」わけではない。

イ 質問公第149号関係（本件対象公文書3及び4）

(ア) 記者の氏名（慣行として公にされている情報を除く）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 「青潮会」会員については、人事異動等に伴い、随時変更が生じるため、次回の鹿児島県職員録の作成時点において、現在の会員に変更が生じるか否か、見通しを立てることは困難であり、慣行として公にすることが予定されている情報とはいえない、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 質問公第149号・第157号関係（本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書）

(ア) 当該懇親会については、県の報道対応やパブリシティ活動、県民の声を取材し、把握している記者から意見や話を聞くため、顔合わせも兼ねて開催しており、請求対象となる公文書は、当該懇親会に係る出欠確認や開催日時・場所等の案内に係るものである。

(イ) 請求対象となる公文書については、文書規程第36条（公文書の保存期間）第2項の別表第3のうち、1年未満保存の文書に該当し、当該公文書は保存期間を経過したため、廃棄した。

(ウ) 本件対象公文書6については、審査請求人から「部局等の日程表等における記録」を指摘されたことを受け、この存在に気づき、改めて確認したところ、文書規程第36条（公文書の保存期間）第2項の別表第3のうち1年保存の文書として保管され、当該行事予定表の中に「青潮会と県幹部との懇談会」の記載を確認したことから、これを開示した。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

- (エ) 当該懇親会については、公費の支出はなく、出席者が各自負担しているため、開催費用の支出等に関する書類は存在しない。県が関係者各位に連絡し、とりまとめて開催していることに相違ないものの、県としては、「県主催」というよりは「共催」という認識である。
- (オ) 当該懇親会については、知事、副知事等の県幹部が出席する会合ではあるものの公費負担もなく、広く公にするような公式行事には該当しないため、当該懇親会に係る文書は、1年保存を必要としない軽易なものであると判断した。
- (カ) 文書の保存期間については、文書規程第36条第3項により各課長が定めるものとされており、同条第2項により定められている別表第3の保存期間を定める基準1～5のうち、5の1年保存にも該当しない「1年未満保存」と定めたところである。1年未満保存の文書については、当該年度内または次年度中に廃棄しており、電磁的記録についても、データ容量確保の観点から、保存期間を経過した重要度の低いデータについては、随時削除しているため、電磁的記録についても不存在である。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年1月18日	諮問公第149号に係る諮問を受けた。
7月28日	諮問公第157号に係る諮問を受けた。
9月29日	諮問公第149号及び第157号に係る諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
10月27日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取) 諮問公第149号及び第157号について、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、併合して審議を行うこととした。
11月29日	諮問の審議を行った。
12月16日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件対象公文書について

###### (エ) 諒問公第149号関係

本件処分1から3までに係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)ア(ウ)、(エ)及び(カ)のとおりである。

実施機関は上記3(2)ア及びウのとおり、本件請求文書1, 2, 5及び本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書を保有していないた

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

め、条例第11条第2項に該当するとして不開示としたとしている。

また、本件対象公文書3及び4のうち、記者の氏名の一部について、条例第7条第1号に該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)アのとおり、本件処分1の不開示部分を取り消すことを求めていることから、本件対象公文書の不存在を理由とする不開示妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

(イ) 諧問公第157号関係

本件処分5に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)イのとおり、本件対象公文書6のみである。

実施機関は上記3(2)ウのとおり、本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書を保有していないため、条例第11条第2項に該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)イのとおり、本件処分5のうち、本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書の開示を求めていることから、本件対象公文書の不存在を理由とする不開示妥当性について検討する。

イ 「青潮会」について

「青潮会」は、日本新聞協会、日本民間放送連盟に加盟し、かつ県内に本支社、放送局を置く、日刊新聞社、通信社、放送局などの記者で構成する自主的な組織で、事務所を鹿児島県庁内に置くこととされている。会員は県政関係を取材する者とされ、現在14社の記者が加盟している。

ウ 存在を理由とする不開示決定処分の妥当性について

(ア) 本件請求文書1及び2

実施機関が当審査会において説明したところによると、知事定例記者会見については、「青潮会」が主催し、本件対象公文書4に基づき、知事が出席するものであり、本件請求文書1及び2は存在しない。

また、平成3年に「青潮会」として活動していたことを確認しているが、知事定例記者会見に係る取り決め等があったことは確認できないとのことであった。

一般に、記者クラブ主催の知事定例記者会見については、他の地方公共団体においても行われている事例が見受けられること等も鑑みると、対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとまでは認められず、これを覆すに足りる特段の事情や本件対象公文書が作成又は取得されたことを推認させる事情も認められない。

したがって、本件請求文書1及び2について、存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 本件請求文書5

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

実施機関が当審査会において説明したところによると、県施設・設備等の使用に関する許可申請等に係る取り決め等を交わしておらず、費用徴収を行っていないことから、本件請求文書5は存在しないとのことであった。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、費用徴収の事実は確認できなかつたことに加え、対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとまでは認められず、これを覆すに足りる特段の事情や本件対象公文書が作成又は取得されたことを推認させる事情も認められない。

したがって、本件請求文書5について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書

a 文書の保存期間については、文書規程第36条第1項に基づき、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久とされており、同条第2項別表第3に基づき、1年未満の保存期間を定める文書は、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久の文書に該当しないその他の文書とされている。

b 実施機関は、上記3(2)ウのとおり、1年未満の保存期間を経過したため、廃棄しており、本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書は存在しないと説明している。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、実施機関の文書管理表には、本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書を確認できないことから、本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書が1年未満の保存文書であり、すでに廃棄したため、保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとまでは認められず、これを覆すに足りる特段の事情や本件対象公文書が作成又は取得されたことを推認させる事情も認められない。

したがって、本件対象公文書6を除く「青潮会」と県職員との懇親会に係る他の公文書について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

なお、ただし書ア「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

さらに、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。

加えて、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報であり、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない等、当該情報の性質上、通例、公にされるものを含む。

#### (1) 対象公文書3及び4の条例第7条第1号該当性

実施機関は、本件対象公文書3及び4に記載されている記者の氏名の一部については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると主張しているところ、不開示とされている記者の氏名が、条例第7条第1号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかであるため、以下、不開示とされている記者の氏名が同条同号ただし書アに該当するかについて検討する。

a 実施機関が当審査会において説明したところによると、本件対象公文書3については、「青潮会」幹事社の変更に伴い、2か月に1回の定期更新を行うほか、会員の入退会に伴い、幹事社に提出される届出書を広報課が閲覧し、当該届出書の情報に基づき、更新を行っているとのことである。

b 実施機関は、本件対象公文書3及び4に記載されている記者の氏名のうち、鹿児島県職員録（令和2年度版）に記載されている「青潮会」会員である記者の氏名については、条例第7条第1号ただし書アに該当するとして、開示している。

しかしながら、鹿児島県職員録（令和2年度版）を作成した時点で「青潮会」の会員ではなかった記者の氏名については、同条同号本文に該当するとして不開示としている。

なお、平成18年度以降に作成された鹿児島県職員録については、県政情報センターに配架され、一般の閲覧に供している。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

c 「青潮会」会員名簿については、当該会員名簿それ自体が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないものの、当該会員名簿に基づき作成された鹿児島県職員録が公にされていることが認められることから、当該会員名簿に掲載されている記者の氏名を公にしないとする合理的な理由はない。

また、鹿児島県職員録を作成した時点では、「青潮会」の会員ではなかった記者についても、退会がなかった場合は、翌年度に発行される鹿児島県職員録に氏名が掲載されることを踏まえると、現に青潮会の会員が退会するか否かに関わらず、当該会員名簿に氏名が掲載された時点で、公にすることが予定されている情報であるものと認められる。

さらに、県政関係を取材する記者は、県政に関して正確かつ公正な報道を行うという社会的責任を有することから、特段の事情が無い限り、何人にも明らかにされる性質を有し、自らが関わる取材や報道に対して説明責任を果たすことが求められるものと思料される。

したがって、条例第7条第1号ただし書ア「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することから、開示すべきである。

#### オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年1月6日

## 答申第131号正誤表

答申第131号について、記載内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

【訂正箇所】 1頁26行目

(誤)

令和3年12月8日付け広第51号

(正)

令和2年12月8日付け広第51号